

## 宇和島市公共建築物における再生可能エネルギー等導入促進に関する指針(概要)

この指針は、市の区域内の公共建築物における再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の導入促進に関する事項を定める。

### 第1 市の区域内の公共建築物における再生可能エネルギーの利活用と省エネルギー設備の導入を促進するための施策に関する基本的事項

#### 1. 再生可能エネルギー及び省エネルギー設備（以下「再生可能エネルギー等」）導入促進の意義と効果

- 地球温暖化の防止やエネルギー自給率の向上、エネルギー調達にかかる経費の削減等に貢献できる。
- 再生可能エネルギーの利用により、地域内でエネルギーを自給し、災害に強いまちづくりを推進できる。
- 省エネルギー設備の導入により、限りある資源を有効に使うことで、持続可能な社会づくりに貢献できる。
- 公共建築物において率先導入を図ることにより、住宅等の一般建築物における導入促進や関連産業の拡大といった波及効果も期待できる。

#### 2. 再生可能エネルギー設備および省エネ技術の導入を促進すべき公共施設

- (1) 市が整備する公共建築物の全て。
- (2) 市以外の者が整備する建築物のうち、広く市民に利用され、公共性が高いと認められる建築物等。(学校、社会福祉施設、総合病院、公的な事務事業所など)

#### 3. 公共建築物における再生可能エネルギー等導入促進のための施策の具体的方向

- 施設ごとのエネルギー使用状況や導入しようとする設備の設置条件等を踏まえて、経済性を考慮しながら、積極的に導入を検討する。
- 再生可能エネルギー等の導入によるCO<sup>2</sup>削減効果や普及啓発効果、経費削減効果が、特に優れた公共建築物を優先する。

#### 4. 積極的に再生可能エネルギー等の導入を促進する公共施設等の範囲

- 新たに整備される公共建築物の全て。
- 設備の修繕等が求められている公共建築物の全て。
- ただし、伝統的建築物など景観への配慮が求められるものは、外観に影響しない範囲でのみ検討する。

## 第2 公共建築物における再生可能エネルギー等の導入の目標

1. 第1の2（1）に定める公共建築物における再生可能エネルギー等の導入の目標
  - 市は、第1の4に該当する全ての公共建築物について、原則として再生可能エネルギー等の導入を図る。
  - 市は、再生可能エネルギー利用設備導入の技術的可否に関わらず、省エネルギー性能の向上を図る。
  - 市は、公園・道路等や防犯対策等の照明においても省エネルギー化を推進するとともに、可能な限り自立運転できるよう再生可能エネルギーの導入を図る。
2. 第1の2（2）に定める建築物における再生可能エネルギー等の導入の目標
  - 市以外の公共的建築物の設置者は、再生可能エネルギー等の導入に努める。
  - そのために市は、公共的建築物の設置者に対して市指針の周知を図り、互いに連携しながら、再生可能エネルギー等の積極的な導入を推進する。
3. 再生可能エネルギー等導入に必要な技術の確保に関する目標
  - 再生可能エネルギー等に関する事業に携わる事業者等は、互いに連携して、技術向上や資材供給体制の整備など、再生可能エネルギー等の利活用が推進されるような環境整備に取り組む。

## 第3 その他公共建築物における再生可能エネルギー等導入促進に関し必要な事項（推進体制）

- 市が所管する公共建築物への再生可能エネルギー等導入促進に向けた関係部局間の連絡・調整等を円滑に行うため、宇和島市再生可能エネルギー等導入促進連絡会議を設置する。
- 連絡会議は、指針に基づき、市が整備する公共建築物における再生可能エネルギー等の導入状況を、毎年取りまとめ公表する。
- 市以外の公共建築物における再生可能エネルギー等導入に関する取り組み事例の把握にも努め、すぐれた事例は市民に対して積極的に周知する。